

## 令和3年度広島県相談支援従事者等研修実施要領

### 1 研修の種別

- (1) 相談支援従事者初任者研修
- (2) 相談支援従事者初任者研修（講義部分）
- (3) 相談支援従事者現任研修
- (4) 主任相談支援専門員養成研修
- (5) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修
- (6) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者実践研修
- (7) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修
- (8) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者専門別研修

### 2 研修定員

各研修の定員は次のとおりとする。ただし、必要に応じて県と実施機関の協議により変更できるものとする。

- (1) 相談支援従事者初任者研修 300人
- (2) 相談支援従事者初任者研修（講義部分） 600人
- (3) 相談支援従事者現任研修 400人
- (4) 主任相談支援専門員養成研修 100人
- (5) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修 600人
- (6) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者実践研修 600人
- (7) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修 600人
- (8) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者専門別研修 200人

### 3 受講対象者

受講対象者は、各研修の応募要項により定める。

### 4 研修方法

原則として、国の相談支援従事者研修実施要綱の標準カリキュラムに準じたものとし、研修カリキュラム及び講師については、広島県障害者自立支援協議会相談支援・研修部会相談支援従事者研修等ワーキンググループにおいて検討の上、決定する。

### 5 研修の実施機関及び開催日程等

- (1) 実施機関  
未定（公募型プロポーザルを実施の上決定する。）
- (2) 募集期間及び開催日程・会場等  
県と実施機関の協議によって決定する。

### 6 研修実施に係る事務等の分担

研修の企画・立案に係る事務は県が行い、研修の企画・立案を除く、研修の実施運営については実施機関が行うこととする。

### 7 修了証書

次の(1)及び(2)を満たす者に修了証書を交付する。

- (1) 県が定める課題を自ら作成・提出し、受理が適当と認められた者
- (2) 県が受講を認めた者のうち、所定のカリキュラムの全科目を修了した者

※ ただし、課題内容や受講態度が不良等であり、実施主体が適当でないと判断した者は除く。

### 8 経費

研修出席に伴う旅費・滞在費等は、受講者の負担とする。

9 研修実施に要する必要経費について

研修実施に要する必要経費については、委託料を事務局経費（人件費）に充て、他の経費は受講者から徴収する自己負担金により賄うこととする。

10 受講者の自己負担について

各研修の自己負担金は、各研修の応募要項により定める。

11 個人情報の取扱い

個人情報については、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号）の規定に基づき、適切に取り扱うものとする。

12 その他

この要領に定める内容は、必要に応じて県と実施機関の協議により変更できるものとする。